○農林水産省告示第千五百五十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　肥料取締法第二条第二項の特殊肥料	一　肥料取締法第二条第二項の特殊肥料
(イ)　(略)	(イ)　(略)
(ロ)　米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしょう油かすを除く。以下同じ。）、アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）、くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧べんしたもの及びその粉末をいう。）、たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰（じんかい灰を除く。）、くん炭肥料、骨炭粉末（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、骨灰（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、骨灰（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、セラツクかす、にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）、家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）、発酵乾ぷん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）、人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）、動物の排せつ物（凝集促進材（別表に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、セラツクかす、にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）、家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）、発酵乾ぷん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）、人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、グアノ（窒素質グアノを除く。）、発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）、貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）、貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中	